

第72号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第29号を第30号とし、第16号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 一般社団法人山陰インバウンド機構

附 則

この条例は、平成29年10月2日から施行する。